

○文部科学省告示第七十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年四月十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

石トリケラトプス「レイン」皮膚痕化	トリケラトプス「レイン」骨格化石	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	令和三年二月二十四日	指定をした日
同右	令和三年六月二十日 から令和三年九月三十日まで	指定の有効期間
同右	株式会社フロンテッジ 代表取締役社長 高瀬 竜一郎 東京都港区西新橋一丁目十八番七号 Dino Science 恐竜科学博製作委員会 委員長 水野 道訓 東京都千代田区六番町四番地五	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	パシフィコ横浜 展示ホールA 神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目一 令和三年七月十七日から令和三年九月十二日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地